第二条の三の三の見出し中「扶養親族申告書等」を「扶養親族等申告書等」に改め、同条第一項中「第四十五条の三の二第一項第三号及び第三百十七条の三の二第一項第三号」を「第四十五条の三の二第一項第四号及び第三百十七条の三の二第一項第四号」に改め、同項第一号中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項に規定する児童扶養手当の支給を受けている事実

四　法第二十三条第一項第十二号の二及び第二百九十二条第一項第十二号の二に規定する児童の氏名及び前年の法第三十二条第一項及び第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の見積額

第二条の三の三第三項中「扶養親族申告書又は」を「扶養親族等申告書又は」に、「扶養親族申告書等」を「扶養親族等申告書等」に、「扶養親族申告書等に記載されるべき」を「扶養親族等申告書等に記載されるべき」に、「扶養親族申告書等を」を「扶養親族等申告書等を」に、「扶養親族申告書等の」を「扶養親族等申告書等の」に、「扶養親族申告書等には」を「扶養親族等申告書等には」に、「扶養親族申告書等に記載すべき」を「扶養親族等申告書等に記載すべき」に改め、同項第一号中「扶養親族申告書等」を「扶養親族等申告書等」に改め、同項第二号中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第五項及び第六項中「扶養親族申告書等」を「扶養親族等申告書等」に改め、同条第九項から第十一項までの規定中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第二条の三の四の見出し及び同条第一項第一号中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第二条の三の五の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「第二百三条の六第一項」を「第二百三条の六第一項」に、「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第二項及び第三項中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第二条の三の六の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百十七条の三の三第一項第三号」を「第四十五条の三の三第一項第四号及び第三百十七条の三の三第一項第四号」に改め、同項第一号中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　児童扶養手当法第四条第一項に規定する児童扶養手当の支給を受けている事実

四　法第二十三条第一項第十二号の二及び第二百九十二条第一項第十二号の二に規定する児童の氏名及び前年の法第三十二条第一項及び第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の見積額

第二条の三の六第二項、第四項から第六項まで及び第八項から第十項までの規定中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第二条の三の七の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条中「第二百三条の六第一項」を「第二百三条の六第一項」に改める。

第三条の三の二の次に次の一条を加える。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告及び地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第三条の三の三　法第五十三条第四十六項ただし書に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、同項に規定する添付書類記載事項の法第二十六条第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

2　法第五十三条第五十項後段に規定する総務省令で定める書類は、同条第四十六項の内国法人が、法人税法第七十五条の四第二項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第七十五条の四第二項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出したことを明らかにする書類とする。

3　法第五十三条第五十一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請をする内国法人の名称、事務所、事業所又は寮等所在の道府県及び法人番号

二　代表者の氏名

三　電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第五十三条第五十項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難である事情が生じた日

四　その他参考となるべき事項

4　法第五十三条第五十一項に規定する総務省令で定める書類は、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同条第五十項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であることを明らかにする書類とする。

5　法第五十三条第五十七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出をする内国法人の名称、事務所、事業所又は寮等所在の道府県及び法人番号

二　代表者の氏名

三　法第五十三条第五十項の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日

四　法第五十三条第五十七項の規定の適用をやめようとする理由

五　その他参考となるべき事項

第三条の四第二項第二号中「第六十六条の四第二十一項第一号」を「第六十六条の四第二十七項第一号」に、「第六十六条の四第二十一項第三号」を「第六十六条の四第二十七項第三号」に改める。

第三条の四の二第一項第四号中「第六十六条の四第二十一項第三号」を「第六十六条の四第二十七項第三号」に改める。

第三条の四の三第二項第二号中「第六十八条の八十八第二十二項第一号」を「第六十八条の八十八第二十八項第一号」に、「第六十八条の八十八第二十二項第三号」を「第六十八条の八十八第二十八項第三号」に改める。

第四条の六の次に次の一条を加える。

（法第七十二条の二十五第十五項及び第十六項の方法）

第四条の六の二　法第七十二条の二十五第十五項及び第十六項に規定する総務省令で定める方法は、法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第三十六条の三の二第三項各号に掲げる方法とする。

第四条の七の次に次の一条を加える。

（法第七十二条の二十六第十項及び第十一項の方法）

第四条の七の二　法第七十二条の二十六第十項及び第十一項に規定する総務省令で定める方法は、法人税法施行規則第三十六条の三の二第三項各号に掲げる方法とする。

第五条の二第二項第二号中「第六十六条の四第二十一項第一号」を「第六十六条の四第二十七項第一号」に改め、同条を第五条の二の三とし、第五条の次に次の二条を加える。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告）

第五条の二　法第七十二条の三十二第一項ただし書に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、同項に規定する添付書類記載事項の法第七十二条の七第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第五条の二の二　法第七十二条の三十二の二第一項後段に規定する総務省令で定める書類は、法第七十二条の三十二第一項の内国法人が、法人税法第七十五条の四第二項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第七十五条の四第二項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出したことを明らかにする書類とする。